

令和2年4月27日

全国47都道府県の自動車販売店の皆様、行政書士事務所の皆様へ

緊急応援企画

弊所では、新型コロナウイルス（COVID19）による厳しい状況を踏まえ、報酬額を改定いたします（期間は未定です）。緊急事態下での自動車販売店様の状況に鑑み、ほんの僅かですが、何か出来ることをと考えた次第です。

I 令和2年5月1日のご依頼分より、本企画の**利用条件（1～6）**を満たすご依頼には、**福岡市内の車庫証明取得代行、申請書作成・取得代行の報酬額を値下げいたします。**

車庫証明・取得代行：**博多区・中央区・東区** 5,250円 → **5,000円**

車庫証明・取得代行：**南区・城南区・早良区・西区** 5,250円 → **4,700円**

車庫証明・申請書作成取得代行：**福岡市内全域** 10,500円 → **7,500円**

いずれも**税込み**です。証紙代2,750円（軽自動車550円）、送料520円もしくは370円が別途必要となります。

中央区と博多区では必ず駐車料金が2回以上（現地確認含め）必要です。また、東区は時間を考慮してのものです。細かい設定になりますがご了承ください。

利用条件

1. 弊事務所への送付は、**ヤマト運輸（推奨は宅急便コンパクト）**をご利用ください。（弊所からの返送は、レターパックプラスを使用いたします。レターパックライトを希望される場合には、その旨ご指定ください。）

また、通常の**申請書、保管場所の所在図・配置図、使用承諾書あるいは自認書、弊事務所が指定する委任状** <http://www.w-nagazumi-office.com/RsyakoIninjyou.pdf>、場合によっては公共料金領収証等の所在証明に加え、以下の**2～6**の書類をご用意ください。

2. **住民票か印鑑登録証明書のコピー**

3. **車検証等のコピー**

- 4. 代替車両の有無を明記したメモ等。代替車両が有る場合には、その登録番号・車台番号も明記したもの。
- 5. 「新規・買替・増車」区分を明記したメモ等。
- 6. 車両の登録番号が変わらない場合は、その登録番号を明記したメモ等。

II さらに、使用承諾書あるいは自認書を「日本行政書士会連合会推奨書式 福岡県行政書士会改訂版」の「保管場所使用権原疎明書面（自認書兼保管場所使用承諾証明書）」

<http://www.w-nagazumi-office.com/RSiyoukennngennsomei.pdf>

をご利用いただける場合には、上記特別報酬額から**200円値下げ**いたします。

I + II で

車庫証明・取得代行：**博多区・中央区・東区** 5,250円 → **4,800円**

車庫証明・取得代行：**南区・城南区・早良区・西区** 5,250円 → **4,500円**

車庫証明・申請書作成取得代行：**福岡市内全域** 10,500円 → **7,300円**

いずれも**税込み**です。

なお、この緊急応援企画は、予告なく内容の変更を行う場合があります。また、新型コロナウイルス禍が落ち着いてきたと私なりに判断した場合、予告なく終了させていただきます。

弊事務所は、現在までに38都道府県の自動車販売店様、行政書士事務所の皆様と車庫証明業務についてお取引させていただいております。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

〒814-0153

福岡県福岡市城南区樋井川3丁目25番13号

西長住行政書士事務所

行政書士 植木 太郎

電話 092-401-5678

FAX 092-551-6785